# 第11回いじめ再調査に係る再発防止策等検討会 議事録

#### 1 開催概要

- (1) 開催日時:令和2年11月15日(日)午後2時5分~午後4時30分
- (2) 場 所:鹿児島県庁行政庁舎 7階7-総-1会議室
- (4) 公開・非公開の別:公開(議事(1)の「委員による検討」については一部非公開)
- (5) 傍聴者等: 3人(報道4社)

### 2 議事概要

〇 検討会の冒頭,会長から,議事(1)の「委員による検討」については,提言(案)の策定に向けた項目の検討などを行うこととし,その中で,非公開で行ってきた聴き取りの内容や,聴き取り対象者など個人情報等が含まれる内容の検討が引き続き必要だと考えられた場合,また,委員間での率直な意見交換が必要な内容については,公開での協議を行った後に,非公開の場で協議したいとの提案がなされ,検討会の議決の結果非公開とすることとされた。

## (1) 委員による検討

- ① 提言(案)作成に向けた項目の検討について(公開)
  - ・ 「資料2」の項目について、現時点で概ね以下のとおり再整理したい。
    - 【項目1】未然防止:所掌事務(1)1,2,3,5の一部,所掌事務(2)3の一部
    - 【項目2】早期発見・早期対応:所掌事務(1)4,5の一部,所掌事務(2)1,2, 3の一部
    - 【項目3】基本調査と詳細調査の関係整理:所掌事務(2)4 (所掌事務(2)4を具体化する中で5,6,7,9の取扱いを検討)
    - 【項目4】保護者との関係構築:所掌事務(2)8
    - 【項目5】いじめ調査委員会の調査体制や調査方法等の検証を踏まえた調査の在り方:所掌事務(3)

【項目6】調査結果の取扱い:所掌事務(3)

- ・ 所掌事務(1)の「いじめが狭く捉えられる」ということは、生徒だけでなく、 学校の教職員や教育委員会がそこをきちんと捉えて、いじめはどんな学校でもど んなクラスでも起こりうるものだということを前提にしないといけないので、提 言ではその部分をまず書いて、その後に学校や教職員向け・生徒向けの取組みと 項目分けするといいのではないか。
- ・ 所掌事務(1)に関しては、これを学校の教職員や教育委員会に特に見てもらわなければならないということからすると、どれが学校の教職員向けで、学校の先生自身がどうすべきなのか、児童生徒に対してどういう教育や指導をしていくのか、生徒向けに何をするのか、教育委員会は研修でどういうことをしなければならないのかを書いた方が伝わるのではないか。

- ・ 所掌事務(1)4について、「権利侵害」となると非常に狭く捉えられてしまい、 いじめが狭く捉えられるということになりかねないので、誤解が生じないような 表現にする必要がある。
- ・ 所掌事務(1)4については、児童生徒側・学校側のどちらにとっても課題になっている部分があり、切り分けが難しい。各項目について、対象を明確化する必要がある。
- ・ 他事例を見たときに、所掌事務(1)の「いじめ防止等のための対策」については、「未然防止への取組」、「早期発見・早期対応への取組」と重大事態の発生防止策と関連するようなまとめ方をされており、表現として参考になると思った。
- ・ 所掌事務(1)と(2)に重なるところであるが、再調査委員会の報告書では、生徒の個性に応じた形での対応や、入学したばかりの高校一年生の一学期・二学期の間の注意点など、それぞれの個性や属性に応じて考える必要があることが指摘されている。
- ・ また,担任の関わり方が,小学校,中学校,高校で違いがあり,生徒自身と先生の結びつきや相談しやすさが違うので,そういうところを先生方が認識する必要があり,だからこそ教職員間のコミュニケーションや連携が必要になるということが抜け落ちないようしないといけない。
- ・ 所掌事務(1)と(2)は「いじめ防止等のための対策」として,重大事態の発生防止策も含まれてくると思うが,所掌事務(1)は児童生徒へのヒアリングやアンケートなどを踏まえ,現状の学校や児童生徒の意見を反映したものが中心になり,所掌事務(2)は,どうしても今回の重大事態の事案に引き寄せる必要があるであろうから,上手くまとまるか懸念がある。
- ・ 所掌事務(1)と(2)1,2は重なる部分があるが,起こりうる問題という観点からみたときに,重大事態の発生前に起こりうることという想定の下で,どのような防止策を考えるのかという観点から区別するということはありうると思う。
- ・ 所掌事務(2)1と2について、欠席の関係の問題を入れ込む必要がある。
- ・ 所掌事務(2)4の「基本調査と詳細調査の関係整理」については、詳細調査に 至るまでのハードルを下げる必要があると思っており、所掌事務(3)3の委員の 構成と選定にも重なるが、常置的にいじめ調査委員会的なものを置くかかどうか、 保護者が希望する場合にはまた別のメンバーで選定することもありうるのかとい うことも含めた内容になると思う。
- ・ 所掌事務(2)の後半と(3)は明確に違うところであり、学校で行われる「基本調査」はあくまでスクリーニングであって事実認定をするわけでない、事実認定を行うのは(3)の「いじめ調査委員会」であって目的が違うということを意識して提言を書かなければならない。
- ・ 所掌事務(3)では、いじめ調査委員会の調査報告書の記載内容として黒塗りを 少なくすることや、多数の項目を書くことで事実と違う記載がなされるという問 題が生じることなど、報告書の取扱いについても明記する必要があると思う。
- ・ 所掌事務(3) 4 については、もう少し具体的に、アンケートや聴き取り調査の 結果を御家族に開示する前提で実施するのかということも入ってくると思う。
- ・ 所掌事務(3) 5 については、「保護者の確認のもとで」というより、「保護者と 寄り添いながら」という表現になるのではないか。

- ② 所掌事務(4)「いじめの防止等のための対策の今後の検証の方法」の提言に含める項目の検討について(公開)
  - ・ いじめの詳細調査に関しての常設の調査委員会を置くのであれば、そこが実態を把握できるので、全く一緒にするかは別として、そこに重ねる必要があるのではないか。
  - ・ 組織などの形を作ることよりも、それを作った上でどういう方向から検証する のかが重要で、そこを提言した方が良いのではないか。
  - ・ いじめに対する意識が広がれば、いじめの認知件数は増えるはずだということ を提言した方が良いのではないか。いじめの認知件数が増え、詳細調査に移行す る件数が増えなければ、状況は改善しないのではないか。
  - ・ 自死や不登校などの重大事態の発生件数と、それに対応する基本調査の件数などの把握は必要であると思うし、それらについてガイドラインに沿った対応がなされているかを検証する必要があるのではないか。
  - ・ いじめの問題や配慮しなければならない状況は時代とともに変わってくると思 うので、1年ごとの行動計画の進捗状況を管理できるような仕組みをつくり、見 直しを積み重ねていくことが必要ではないか。
  - ・ 検証のやり方までは拘束できないと思うので、検証の視点やガイドラインどおりに対応しているかの検証は必要だという提言をすることになると思う。
  - ・ 検証については、研修や学校でのいじめ防止授業の回数などだけではなく、実際にそれで何が変わったかの検証を行う必要がある。その分かりやすいものとして、いじめの認知件数や基本調査の件数の推移などが考えられる。
  - ・ 仮にいじめによる重大事態などの件数が増えたとしても、そのことを把握しな がら対応していれば将来的には必ず防止に繋がるというように、長期的に考える 必要があるということも提言した方が良い。
  - ・ また、いじめの認知件数が増えることで逆に批判されることもあるかと思うので、いじめの認知件数が増えることはいじめをきちんと認知できており意義があることだということも提言で示した方がいいと思う。
- ③ 平成26年8月に発生した県立高校における重大事態の御家族が意見陳述
- (4) 提言(案)作成に向けた項目の検討について(非公開)
  - 〇 「提言(案)作成に向けた項目の検討」について、非公開の場で協議
  - 協議終了後、公開の場で協議結果について会長から説明
    - ・ 公開の場で整理を行った提言(案)に向けた項目を更に整理した上で、今後、 素案の作成を進めていく方向性についての協議を行った。

#### (2) その他

〇 次回検討会について、令和2年12月21日(月)午前に県庁内会議室で開催することを確認

(以上)